

「仮想通貨」に関するトラブルにご注意ください

平成29年12月12日
千葉県消費者センター
電話 047(431)3811

インターネットを通じて電子的に取引される、いわゆる「仮想通貨」の購入などにおけるトラブルに関する相談（※）が増加しています。

仮想通貨を利用する際は下記の事項に留意し、不安を感じたり、困ったときは、千葉県消費者センター（相談専用電話：047-434-0999）又はお住まいの市町村の消費生活相談窓口等に相談してください。

※相談事例・「儲かる」と言われて仮想通貨を購入したが事業者と連絡が取れなくなった。
・高齢の親が業者から勧誘され、よく理解しないままに仮想通貨を購入してしまっただが、解約して全額を返金してほしい。

仮想通貨に関する注意事項

◇仮想通貨交換業の登録業者かどうか確認しましょう。

改正資金決済法等の施行に伴い、仮想通貨交換業者は金融庁・財務局への登録が義務付けられています。利用する際は、相手方が登録を受けた事業者か金融庁・財務局のホームページで確認してください。

◇仮想通貨取引に伴うリスクを考慮しましょう。

仮想通貨は、国が価値を保証している「法定通貨」とは異なり、価格が急落したり、突然無価値になってしまうなど、損をする可能性があります。仮想通貨の取引を行う場合、事業者から説明を受け、取引内容やリスクをよく理解してから行ってください。

◇仮想通貨を利用した詐欺や悪質商法にご注意ください。

仮想通貨をインターネットで取引するためのソフトを購入したが動かないという相談や、詐欺的なコインに関する相談も寄せられています。仮想通貨を利用した詐欺や悪質商法にご注意ください。

困ったときは、下記の窓口にご相談ください。

- 千葉県消費者センター 電話番号：047-434-0999
(平日) 9:00~16:30
(土曜日) 9:00~16:00 ※祝休日と年末年始を除く
- 消費者ホットライン 電話番号：(局番なし)188 (いやや!)
※最寄りの消費生活センター等をご案内します。
- 警察相談専用電話 #9110 (平日8:30~17:15) 又は最寄りの警察署まで